

パブリックコメント結果

	該当ページ	内容(原文のまま)	ご意見等(原文のまま)	回答案
1	P16 P40	P40 相談支援体制の充実・強化等(目標設定の考え方)(成果目標)及びP16相談窓口に希望すること に関して	相談支援事業の充実、質的向上は言われて久しいですが、本計画素案にあるように課題が単に障害福祉にとどまらず医療、生活など複雑化し、また一つの家族をみたときには障害本人だけでなく、親の疾病、引きこもりの兄弟、高齢の祖父祖母の存在、そこからみられる貧困問題など複雑化、混在化している現実があります。その点から今求められるものは小さな地域単位での障害、高齢、子ども、貧困など総合的な相談支援体制ではないかと考えます。そのために現在分野別の「計画」(介護 障害 子ども支援 地域福祉計画など)に「ちいさな地域単位の総合相談支援体制(センター)」の必要性と目標を明記することが必要ではないかと思ひます。またP16の相談窓口に希望するアンケートでも①福祉の専門員を配置した相談窓口の整備②医療・福祉・保健・教育など各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制を求める声が多くあがっていること重要です。	本計画素案P40、『相談支援体制の充実・強化等』に記載していますとおり、近年多岐にわたる分野での課題が発生し、障害当事者及びそのご家族に対し複合的な支援の必要性があると課題認識しております。今後、地域福祉・高齢福祉・児童福祉など他分野制度における縦割りを越えた柔軟なサービス提供をめざし、包括的な支援体制の構築に向けて、各関連機関とも連携を図ってまいります。
2	P14～P16	当事者アンケート調査からみるニーズに関して	①とりわけ成人の知的障害者については本人が記入する場合がありますが、多くはその家族(母親など)が記入することが多いと考えます。多くは本人の思い、希望を代弁していると思ひますが、とりわけ将来の生活については家族の思いが優先される場合が多くあるのではないかと考えます。本人が明確ではなくとも一人暮らしを思い描いていても家族としてはグループホームや施設入所を希望することもあるのではないのでしょうか。本人中心、意思尊重支援の立場から例えば本人の思い、希望については相談支援専門員が面接で聞き取ること、あるいは関係者による「本人希望の推察」をおこなう必要があると考えます。もちろん家族の思い、悩みも集約する必要があると思ひますので明確な整理が必要と考えます。	本計画策定に伴うアンケート結果につきましては、詳細な分析を行うとともに、障害当事者及びその家族の思いを鑑み、今後の障害者施策の推進に努めてまいります。また、サービス支給決定にあたっては、国の『意思決定支援ガイドライン』に則し、今後も本人の意向を最大限尊重し対応してまいります。合わせて、指定事業者等に対しましても本ガイドラインの周知・普及を図ってまいります。
3	P52	③就労選択支援(新規)に関して	令和7年度、令和9年度から実施される同事業について、以下の点から今後の国の審議を注視し慎重に対応するよう要望いたします。 1 一般就労への過度な誘導につながらないよう、本人の意向を尊重することを第一に検討する必要がある。 2すべての障害者に就労選択支援を受けることが出来る意義は認めるものの、就きたい事業所や仕事について明確な意思がある方、あるいはすぐに就労するのではなくしばらく考えたいという方に就労選択支援を一律に受けさせる必要はないのではないかと。 3雇用率ビジネスなど障害者雇用の理念に反する企業が一定数存在している中、制度設計当たってはこのような企業の情報がきちんと提供出来る仕組みが必要。 4事業所の都合で支援期間を長引かせることのないよう、また出来るだけ簡略化して利用までの期間を短縮する仕組みを検討する必要がある。	就労選択支援は新規の事業であるため、事業の実施にあたっては、国の動向を注視し、適切に対応してまいります。また、本来の趣旨とは異なるサービスの提供を行わないよう、必要以上に就労選択支援サービスを実施しない取組、本人の意向を尊重することを第一にする仕組み作りを検討してまいります。
4	P69～P70	住宅入居等支援事業(居住サポート事業)の実績と見込みについて	1. 住宅入居等支援事業の実績は、第6期大東市障害福祉計画にあるように、平成30年度～令和5年度の6年間実績がありません。実績のない事業の見込み量を「有」とするための方策はあるのでしょうか。	住宅入居に係る課題は依然としてであると認識しております。障害者がより安心して住宅入居が行えるよう、住宅入居等支援事業については、利用しやすい制度設計を検討してまいります。
5	P78～P79	⑨地域活動支援センターについて	1. 地域活動支援センター I 型の事業内容は、「専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施」とあり、障害者長期計画基本理念、上位計画である地域福祉計画の基本理念を踏まえた地域の体制作りを進めることができる事業であると考えます。第6期計画の見込み量は、「現状維持で見込む」とあり、地域活動支援センター I 型の設置箇所数は、令和3年度～令和5年度は、各年1か所としていますが、達成されていません。第7期計画で、設置箇所数を0と、第6期計画から後退している理由を教えてください。 2. 大阪府下に、地域活動支援センター I 型は、47箇所(大阪府福祉のてびきR4年度版)設置されており、ほとんどの市町村にあります。大東市として、今後、地域活動支援センター I 型を設置する予定はないのでしょうか。	地域活動支援センター事業については、国要綱に基づき、実施しているところとす。とりわけ I 型の事業内容といたしましては、①専門職員(精神保健福祉士等)の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施すること、及び、②相談支援事業の委託を受けていることが必須条件とされています。現在、本市においては、上記条件を満たす事業所の該当がないため、I 型事業の実施はありませんが、今後の予定としましては、条件を満たす事業所があれば、設置に向け検討してまいります。